

国民保護計画

背景

東西冷戦終結後、世界的な規模の武力紛争発生の可能性が低くなる一方で、アメリカの同時多発テロに代表されるように、民族や宗教の相違などに基づく紛争など、複雑で多様な地域紛争が頻発しています。

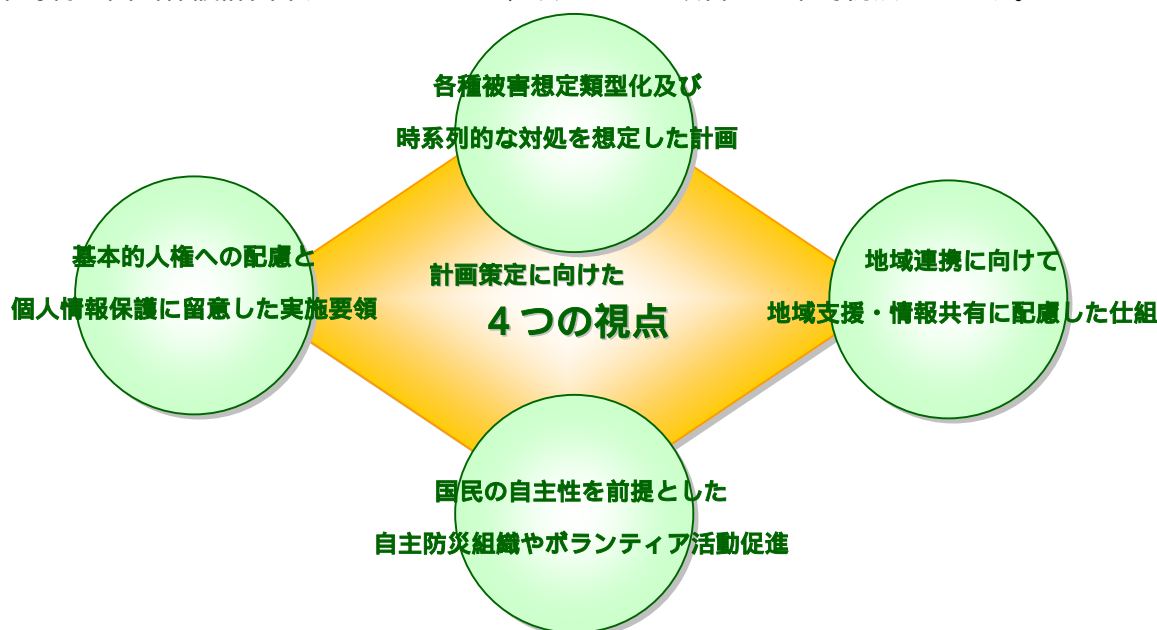
また、日本近海における武装不審船の出現など、国民生活に不安と驚異を与える事態への対処に向けた法整備の必要性が叫ばれるなか、2003年6月に「武力攻撃事態対処法」が成立し、合わせて「安全保障会議設置法の一部改正法」「自衛隊法等の一部改正法」（いわゆる有事関連三法）が国会で成立しました。さらに「国民の生命等の保護、国民生活等への影響を最小限にするための措置」として2004年6月に「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（以下国民保護法という）が成立しました。

国民保護法は、わが国が武力攻撃等を受けたときの対処に関する基本理念、国・地方自治体の責務などを定めた基本法で、武力攻撃等の緊急事態への対処に関する制度の基礎となるもので、武力攻撃事態等において、国民の生命、身体及び財産を保護し、武力攻撃に伴い被害を最小限にすることができるよう国や地方公共団体等の役割分担とその具体的な措置が規定されています。

国民保護法では、総則において国・地方公共団体の責務として、国民の安全を確保するために武力攻撃事態等に備えて、あらかじめ国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針（国民の保護に関する基本指針）を定めることとなっています。

視点

市町村の国民保護計画策定にあたっては、次の4つの項目を基本的視点とします。



ステップ

本計画は、次のステップに沿って策定します。

